幕藩制国家における西国支配

瀬戸内塩田休浜法と大坂町奉行

落 合

功

は じ め に

二次休浜法)。この休浜法は、当初、周防国・長門国の二か国で行われ、次第に安芸国、 国瀬戸田浜の三原屋貞右衛門によって提唱されるが、十分に同意を得ることができず、十年ももたずに失敗する(第 浜を普及することで、製塩高を減少させ、生産性の向上と経費の節約を目的とした。この休浜法は、宝暦年間に安芸 次休浜法)。その後、明和八年(一七七一)に、周防国三田尻浜の田中藤六によって再び提唱されることになる(第 休浜とは、日が短く塩付きの悪い秋冬の間、塩田作業を休むことであり、休浜法とは、瀬戸内の塩田一帯にこの休 備後国、伊予国(一部)を

産を自主的に制限することで、結果として、塩の価格を高めることになったのである。この取り組みは、当時の高度 この休浜法は、 塩の生産性を高め、 燃料費などのコスト軽減を図ることでの経営合理化を意図していたが、 塩の生 三)には讃岐国や伊予国が参加し、瀬戸内十州の塩田が参加することになったのである。 初め瀬戸内各地の塩田が参加するようになった。文化九年(一八一二)には赤穂浜(播磨国)

が、嘉永六年(一八五

1

な生産性を有した入浜塩田が瀬戸内各地の塩田が展開したことによるのだろう。

としていたのである。つまり、 その際、対象となる瀬戸内塩田とは、幕領だけに限らず、赤穂藩、広島藩、 寛政元年 (一七八九)、大坂町奉行所は、 塩価高騰に伴う価格問題は、大坂町奉行所(幕府)にとって、幕藩制国家の問題とし 塩の価格が高騰したことで、瀬戸内の各塩田に大坂への出頭を求めている。 長州藩などといった大藩の塩田をも対象

て把握されていたのである。

府全国支配)の課題に対し、大坂町奉行所が管轄となり担われていたのである。ただ、この西国支配のあり方につい 屋信亮氏「近世中後期における大坂町奉行所と西日本地域」の研究に見られる様に、西日本における幕藩制国家(②) 所を始めとする、上方八人衆によって担われていたことが明らかにされている。この点、 大坂町奉行の畿内・西国支配については、すでに朝尾直弘氏「畿内西国支配の相対的独自性」により、大坂町奉行 近世中後期においても、

て、まだまだ解明すべき内容は多く、より事例を積み上げる必要があるだろう。

また、幕藩制国家の経済問題について述べると、飢饉対策に伴う酒造減石令は国家の危機管理の対応として注目さ

れるところである。 本論では、かかる塩価高騰に対する大坂町奉行の瀬 戸内塩田への対応について具体的に明らかにし、 幕藩制国

一、大坂町奉行所への三田尻塩田の対応

物価調査のあり方から、

西国支配について展望したい。

には、 三田 大浜塩田として一二七町歩程度の塩田が開発され、 尻塩田 は 防長 地 域 最大の塩田 地 帯 であり、 多くの塩が北国地方へ送られていた。 瀬戸内海の塩田の中でも代表的な塩田となったのである。(4) 特に明 和四年

を牽引したといえるだろう。 した通り、 ちなみに、 製塩高は年間三〇万石とも言われ、 第二次休浜法は、 まず最初に、 三田尻塩田の田中藤六が提唱したものである。その意味で、 三田尻塩田の動向から紹介することにしよう。 防長三白の一つとして位置付けられていた。また、 <史料1>を参照しよう。 寛政期三 田 はじめにでも紹介 尻塩田 は休浜法

史料1> 座候、 松平越中守様被仰渡候由、 敷出 仰天なる事なり、しやつちきり御穿鑿にては都合逐一申上る外なし、其抜を能きんみやれなと申合、 其日は旅宿へ下りて三人上の御振合を考へ見るに、 登坂して大坂御屋鋪 何故 目に三匁 月を始め候て三月より八月迄六ケ月塩作仕候、 国塩浜至て一 次第委敷只々申抜なしかたく、 しへしとの御事なり、 来立 右休浜替業の二法にして漸家業相続仕候、 |の御事候哉と塩場の気遣ひ大かたならす、三田尻浜よりは大年寄吉村喜右衛門、 正月より極月迄晴天にては人力十人懸りにて塩作仕候、 又塩場より元船 候故諸 此外諸懸り物の義無之、 同至て困究仕候、 国用塩に余り候哉、 八付届、 三人とも兼て覚悟なき事故申上る次第も前後不同なる故御合点行兼、 へ小 寛政元年酉年諸国塩浜掛役人幷塩問屋大坂御奉行所へ可被召出のよし御沙汰 船にて積送り候を上 御屋敷より御達にて御奉行所被召出、 無拠家業次第具に申上るの趣、 第一土地悪敷浜相続なりかたく荒浜となり候場所及数多に候、 年々売延となり、 従来の行形に御座候段申上しなり 尚替業と申候儀有之、 荷船と申 扨又塩直段立かたは銀百目に付或は八石或は十石または拾弐石と 中々委き御詮儀筋と見へ、又塩場の事委敷御存知の事さまれ 直段下直となり候へは仕入損となり候故、 候、 右上荷賃拾石に付八分問屋口銭塩代銀高に三歩 然所に近代にては瀬戸内塩浜多軒となりて、 先周防にては浜壱軒と申候は町数壱町五二 三田尻浜往古より年来商売の振合委敷言上致 此法は壱町五反浜七畝 吉武十蔵、 Ŧī. 重て御尋有へき迚 畝 依て周防は家業休 宛二 宝暦年中 宮本屋忠兵 日 日 なり 反にて 々の御尋 持 にて諸 塩 百

不心得の至りなり、

申

-訳の次第可有御吟味との御事なり

偖も此度諸国 難義大方ならす、 扨こそ近年塩高直なる事周防浜の仕業との御思召を以て被仰遣の次第、 直ならさるやう吟味仕へくと申上しに、 り今般御穿鑿の事なり、 諸 人難義大形ならす、 .塩浜詮議は何故と疑ひしに、 是全西国において塩場銘々共の恣慾にて家業減少をし塩直段斯も高直なる事言語に絶たり、 白川公の御領分余程高直なる事聞し召れ、 然るに諸国浜御吟味なりしに、往古よりの家業替りし国なし、家業出精仕候て塩 御吟味の詮もなかりしに、三田尻浜古法を改め休月替業の新法聞召され 天明七年諸国大飢饉より引続き片鄙の 扨は諸国塩場〆売の計ひなるへしとの御思! 近年関東北国奥州塩直段高直にて諸 国 々は塩直段以の外に高直にて 直段高 召よ 人の

三人共平伏し御意奉恐入候、 直段にても又は往年時の相庭にて塩六万石つ、は時節にはか、わり不申、 き仕方立にて御座候、 瀬戸内塩浜多軒となり諸 文より高直に売払候義 三百文仕候は、 中買或は船手の ケ様申上候のみにては御不審解申間敷候に付、 国 向無御座候、 用 「年代日防にて休浜替業仕義全くメ売可仕所存毛頭無御座、 塩に余り、 所為に可有御座と奉考候、塩場にては、 又商売人としては利徳御座候得は、 年増直段下直にて仕入損となり候事ゆ 当時周防塩直段一升十文程にて御座候、 近年にても壱升代七八文九文拾文十弐三 御売上 家業減少候もの無御座候、 可 仕候、 休浜法始まり 奥筋にて塩壱升代弐百文 此儀年来塩売延に 候は誠によぎな 前断の通り 相 成

利 事全相違 両 日を過被召出 〆売等の 無御座候、 戸 、内塩は和らかにして其味よく、 所 御 為無之御 意の 然は往年不時に御用被仰付候義可有之、 趣、 不審解、 先達て申 夫より甚御 出 [候時 \dot{o} 然るに水気去りかたく日を経るに随ひ余分欠立、 塩時 心易き筋に被 0 相庭にてい 其節否哉の儀無之誠実の取計を以て御売上可致段被 仰 聞 つにても御売上い 塩 場 0 事 猶も委敷御尋に付、 たし候処相 違 周防製 周防塩はよく乾 は無之哉 法違にて どの

候証拠にて御座候、

御賢慮奉仰と申上

候

田

0

取り調べにおいて、

大坂町奉行所が特に注目した事柄は、

関東や北国、

奥州などでの塩値段

が高

今般諸国塩場御詮議に付、 分に被思召上 見付の次第、 きて年を経るといへとも欠少く、 **は意被下置御暇給はりしなり** 又三田尻弐百軒百軒一 又三田尻弐百軒壱湊にて釜屋塩毎朝弐千石荷役なる次第、万端委敷御尋に応し言上におよひしなり 候との御事、 被召出候事遠国太儀なり、 湊にて釜屋塩計にて毎朝弐千石荷役する事、 又塩浜播州阿州のみと存せしに西国斯も多軒なり、 又休浜替業は塩出来劣りといへとも仕入方の費を除くのあゆみを以て家業相続 然る処三田尻浜此度申出の次第、甚以家業体委敷相分り過 瀬戸内第一 又周防は大浜にして四百余軒とい の大場所なりと段々御称美の

年中から六か月の休浜が行われていること、 報告することであった。 ることになった。 (実施)。その上で問屋口銭の支払い(三分)の様子について示されたのである。 同史料の内容について、 大坂屋敷へ届け出ている。 周防国 三田尻塩田は、この意向を受け、 紹介することにしよう。 |田尻塩田からは、大年寄である吉村喜右衛門、 大坂町奉行所の取り調べの意向は、三田尻塩田 一町五反を半分に分け、 寛政元年、 家業の次第を詳細に述べることとし、 諸国の塩浜役人と塩問屋が大坂町奉行所へ呼 替持をすることが紹介されている 吉武十蔵、 宮本屋忠兵衛が大坂へ出 の塩取引のあり方を、 軒前の様子、 (休浜替持 び 茁 向 宝暦 細に _する

た理 これに対して、 る様に、 て塩場銘々共の恣慾にて家業減少をし塩直段斯も高直なる事言語に絶たり、尤不心得の至りなり」との指摘に見られ 、の仕業との御思召を以て被仰遣の次第」「近年関東北国奥州塩直段高直にて諸人の難義大方ならす、 |由を探ることであった。つまり、「三田尻浜古法を改め休月替業の新法聞召され、 大坂町 三田尻塩田から出頭した三人は、「乍併周防にて休浜替業仕義全く〆売可仕所存毛頭無御座、 奉行所は、 三田 尻塩田が休浜することで恣意的に塩不足とし塩価を引き上げた、 扨こそ近年塩高直なる事 と考えたのである。 是全西 奥筋にて 国)周防 お

結果として見られる塩価下落と、その結果として表れる仕入損が理由であると主張したのである。その上で、 であるとし、それより高く販売することは無いと主張している。そして、休浜法の実施はあくまでも塩の過剰生産の 塩壱升代弐百文三百文仕候は、 めるべきではなく、 一百文から三百文程度であると述べているが、三田尻塩田での塩販売代金は一升当たり七~八文から十二~三文程度 仲買や船手によるものであると述べている。 中買或は船手の所為に可有御座と奉考候」と、 つまり、 奥筋付近の塩価は、 塩価高騰の理由について、 確かに塩一 升当たり、 休浜法に求 再度休

浜法の実施によって〆売をしないことを主張したのである。

にて釜屋塩計にて毎朝弐千石荷役する事、 K のであって、意図的に塩の生産量を減らし、塩田側 自体はその時 相成候証拠にて御座候と申上候へハ始めて御不審晴・・・」と、六万石余の塩が売延塩としてあることを指摘し、 「解を求めたのである。こうした一連の報告を受け、 さらに、周防浜として見た場合、「塩六万石不時に御用被仰付候とも時々相場を以て御売上可申 「塩浜播州阿州のみと存せしに西国斯も多軒なり、 、々の相場で販売していることを述べている。こうして、休浜法の実施は、 瀬戸内第一 (浜主や問屋)が価格を釣り上げたものではないことを披露し、 又周防は大浜にして四百余軒といひ、 の大場所なりと段々御称美の御意被下置御暇給はりしなり」と、 大坂町奉行所は、「御不審晴」と疑いは解決したこととし、 余剰分の塩生産を抑制するも 又三田尻弐百軒百軒一 上 候、 此 段売延塩に 逆 塩

6

二、大坂町奉行所への赤穂塩田の対応

|田尻塩田の製塩業に対する熱心な様子を称賛し、

取り調べを終えたのである。

浜村や尾崎村などにより構成している。 田 世 初 期 から入浜塩 田 が 赤穂塩田は、 開 発され、 元禄正保期に規模を拡大してい 中央市場である大坂に近く、 良質な塩として、 る。 塩屋村を初めとして、 ブランドを形成

するに至っており、 大坂塩問屋には島塩問屋、 難物塩問屋と共に、

赤穂塩田に対しては、寛政二年六月十九日に大坂町奉行から廻状が送られている。その時の様子について<史料2> 赤穂塩問屋があった。

を参照しよう。

当地塩つくりの面 々大坂御番所へ御呼登セ之事

相成廿二日ノ晩 とも有之候テハ如何敷候間、 被出候様二被申付候処、 と申ハ問屋 六月十九日ノ夜大坂御番所御廻状参候由 り出候御書降と持参、 浜 ・当村・灘庄屋衆町会所へ寄合有之、 の事と相聞 御書附 廿二日ノ夜新浜より乗船いたし申候、 出申、 へ申問屋惣代川口屋壱人此方より壱人罷登り候様ニ相究り、 此節平九郎も病気故新七二相究尚相考候処、 別此方ニテも西浜惣問屋之塩積高問屋株 先問屋株ノ御礼銀之儀如何御返答可申上と廿一日ニ御窺申上候処、 新浜川口屋より壱人当村此方より壱人出候様ニ申参利介遣申候処、 当時塩買手同売手浜かせきの者御呼登を申参候由、 買手と申ハ当地地船ノ船頭と相聞へ是ハ此節皆々他行 問屋方御尋有之候内当地御上ともへ障り申義 ノ御礼金薪買高等聞合心覚ニ認メ、 明廿一日朝迄ニ登り人相究其者 廿日二町・ 廿二日 ノ御評定ニ 右御上よ 尾崎・新 塩売手

平九郎・新七という名前で提出している) 対応を協議している。 同史料を参照すると、 それを受けて、 なお、 塩買手 翌日、 大坂町奉行所へは、 塩の買手と売手、そして浜主 (船頭) 赤穂町と尾崎村、 は別に出向することになっている。 が、 問屋惣代として、川口屋九平次と浜野屋幾左衛門 浜人惣代として尾崎村から一名と織方村からは勘三郎が行くこととなっ 新浜村 (浜稼ぎの者) (御崎新浜村)、 が、 塩屋村のそれぞれの庄屋が町会所へ集まり、 大坂町奉行所へ出頭することが命じられて (いずれも、 届け出では

広島修大論集 第 47 巻 第 1 号 (人文)

う に₍₈ なわち、 体的内容については、 以差出候様ニ被仰付・・・」などと記載されているよ することになる。内容は 帰国したのである。 七日朝に呼び出され、 の様に示して、四日までに届け出たのである。そして、 動向を示すように指示がなされ、その内容を<表2> うな生産高と経営結果の内容を作成し、二七日に提出 二五日のことであった。その後、 た「演舌書=説明書」の提出が求められたのである。 付則相認メ印形致差上候・・・」とか「何角演舌書ヲ にわたる問答と、 した。さらに、 [日のことであり、 赤 大坂町奉行所が赤穂塩田に対しての取り調 穂塩 赤穂塩 まず最初の二五日に行われた取り調べでは、 田 の 一 田の実態調査が行われ、その内容を示し 七月一日にここ二、三か月の販売先の 向 三度目に内容の確認がなされて帰 四人 町奉行所へ出頭したのは、 異論のないことを確認した上で 経営的な面が中心であった。 「演舌書ニテ差上候様ニ被仰 が大坂へ着いたのは六月二 <表1>に示したよ ベ 翌 は 日 度

<表1>赤穂塩田における報告その1

	尾崎村・新浜村	塩屋村・折方村
塩浜軒数	150軒	150軒
塩出来高 (1俵5斗入)	44万~45万俵	24万~25万俵
上浜 1年間出来高	3,300俵	2,400俵
年貢	500目	390目
浜加徳	1 貫300目	1 貫050目
日雇、釜焼賃金 1年	2 貫800目	1 貫400目
雑用 1年	1 貫	1 貫
新 1日一夜	40目	40目
1 釜30日相当出来塩	720俵	630俵
木代引、薪代 1日1夜に40匁焚	1 貫200目	1 貫200目
本釜焼、目代り焼賃	108匁	108匁
塩俵代	72匁	63匁
縄代	30匁	26匁
塩取籠代	7 匁 2 分	7 匁 2 分
釜石并灰代釜拵手間代	45匁	45匁
水汐取上ケ浜引木割、諸雑用共	774匁	500目
年貢割合	100目	78匁
浜加徳割合	280匁	210匁
合計	2 貫616匁 2 分	2 貫237匁 2 分

塩田構成浜子 釜焼2人、定日雇4人、浜子9人

史料3>

艘あった廻船は、 価格を決めることとなっていた。 積みする場合、 直売買をしており、 益があったかを明らかにしている。その上で商慣行として、赤穂塩田 <表1>に示した様に、 最初は浜主と直接交渉し、 北国表へ行っていたことを示している。また、 江戸表の問屋との取引は行われていないこと、 生産高と経営結果を示し、 また、 相談が難しい場合は、

0

、史料3>の様な尋問が行われている。 手船として新浜村と塩屋村にそれぞれ二 生産過程においてどれだけ 商慣行につい 問屋が立ち会 また廻 は船 船 頭 が買 ح Ó)

段御尋被遊一 此度私共被遊御召登シ江 江 直 売渡シ申候得 [相対ニテ江戸積仕候テハ海上之儀何レニテも無心元奉存候、 ハ、下作之浜人共大キニ勝手ニ相成申候、 将又私共より江戸表江直相対ニテ売買仕候儀ニテハ勝手ニも可相成哉之 々奉承知候、 塩代銀等も現銀ニ請取、 戸廻 併此儀ハ古来より諸国入船之買積ヲ宛ニ仕 近り塩 近幷ニ諸 廻 船 浜作之者共へ割符仕相渡 猶又江戸表之問屋 積 入候儀 依之問屋 其上諸 附仕! 物之儀 候 義 国 罷 |入船 義 二 在

< 表 9 > 赤種塩田販売状況

江戸表問屋

引

合仕

対

を行い、

売買しないのかということを取り調べ

ている。

それに対し、 屋と直接交渉

塩問

同

史料を参照すると、

赤穂

0 塩

間屋

は

何故直接江

戸 0

塩 問

直

候テハ下

・拙共甚不勝手ニ御座候、

右之段申上候

前々より致不申候、

尤是迄ハ船頭へ売渡シ切ニ仕候得ハ、

△衣 4 / //	N您塩田蚁;	心化化		
	俵数	石高	1石相当	
5月28日·	2,000俵	1,000石	1匁7分5厘	阿波国中嶋浦橋本屋嘉十郎船へ
29日頃				売渡
6月2日頃	2,600俵	1,300石	1匁7分5厘	阿波国中嶋浦壷屋和吉郎へ売渡
6月21日頃		800石	1匁6分8厘	播州赤穂郡塩屋村久四郎へ売渡
6月10日頃	5,150俵	2,575石	1匁6分7厘5毛	摂州神戸二ツ茶屋木屋又三郎船 へ売渡
6月14日頃	3,400俵	1,700石	3匁3分5厘	阿州桑島戎屋惣兵衛船へ売渡
6月21日頃	2,300俵	1,150石	3匁	尾州常滑中野半四郎船へ売渡
6月22日頃	1,400俵	700石	3匁	尾州常滑弥三郎船へ売渡

良いとしている。 側としては、 直接取引はこれまで一切行われておらず、 また運賃積の場合、 江戸積みによる海上の事故の可能性もあり、 船頭から直接現銀で受け取り、 危険が伴うことから、 浜主へ割り与える方が都合が もっぱら寄

航する買積み船に依存していることを指摘したのである。

示されている。 この報告は、 二七日に行われたが、七月一日に再び呼び出され、最近二、三か月の積み出しの様子を示すように指 そして<表2>に見られる様に、 寛政二年五月から六月にかけての販売量・価格と売先が示されたの

である。

田そのものにあるのか、 よる勧業を意図したものではなく、あくまでも価格問題への解決にあったのである。つまり、価格問題の原因は、 そして販売先と、 高騰の原因を探ることに注目していることがわかるだろう。大坂町奉行所の取り調べは、 これらを参照すると、 内容は多岐に渡るが、経営実態に伴う製塩業の存続 冒頭で紹介したとおり、 船主にあるのか、 あるいは大坂 大坂町奉行所による取り調べは、 ・江戸の問屋に求めるべきなのかを取り調べたのである。 (成立=なりたち) 価格問題が懸案事項であり、 のあり方や、 製塩地の動向、 生産性向上に 経営収支、 価格 塩

三、安芸国塩田に対する調査と多喜浜塩田に対する調査

なったのである。 (10) 三田尻塩田、 したことから、 安芸国塩田は、 東に赤穂、 宝暦期に安芸国生口島にある瀬戸田塩田の三原屋貞右衛門により、 芸備塩田は、 赤穂より竹原塩田に入浜塩田の築造技術を学んで以来、各地に入浜塩田が展開した。 坂出、 寛政二年に召喚されている。 野崎などといった大規模塩田が築造されるにつれ、 <史料4>を参照しよう。 第一次休浜法が提起されることに 経営的に難しくなっていく。

覚

此度塩浜懸之者

廿五日大坂着船早速御蔵屋鋪へ御案内仕候処、 大坂御番所へ御召被為 成候ニ付、私とも御差登、

廿八日四つ時私共一同

御番所へ御召被為成候、

同廿七日御留守居様より

御番所

同 同

則八月十三日御添書被為遣無程出船、

就夫御家守長田屋藤七被召連

小田切土佐守様御番所へ罷出 へ御達し被為成候由ニて、

私ともハ御門前溜りニ控居、 左之書付藤七より被差上候

乍恐口上

松平安芸守領分

芸州賀茂郡竹原浜

塩問屋米屋半三郎代

与八

阿波屋九左衛門代 同所塩浜師問屋兼候者

同所塩浜師花屋

七左衛門

塩浜師吉和屋 同国佐伯郡海老浜

猪右衛門

塩浜師広島屋 同国豊田郡生口 島 瀬 武右衛門 戸 田 浜

-11 -

広島修大論集 第47巻 第1号 (人文)

右之者共召連罷出候ニ付、

此段奉申上候

備後国御調郡天女干浜

塩浜師隅田屋 十蔵

戌八月廿八日

右此度塩浜懸之者

御召被為 遊候ニ付、 私とも参上仕候、

以上

芸州竹原浜

与八

同

司

多三郎

印 印

同国 海老浜

猪右衛門印 七左衛門印

備後国天女干浜 瀬戸田 十蔵

同

国

浜 武右衛門印

印

蔵屋敷名代江川庄左衛門家守

長田屋

寛政弐年戌八月廿八日

御奉行様

御

出浮、

御問尋左之通り

郎 右書付差上置候処、無程芸州浜人与御呼出シ御座候、 猪右衛門・武右衛門・十蔵五人之者ヲ藤七召連御吟味所へ被罷遣候処、 折節竹原浜花屋七左衛門御門前ニて病気ニ付、与八・多三 地方与力大西駒蔵様御壱人御場所へ

大坂蔵屋敷に到着している。そして、二八日に町奉行所

へ行ったのである

(後略

として六名が出向することになっている。 塩田も召喚することになったのかもしれない。 ていたのか否かはわからない。もし、これが最初の出頭であるとすれば、 が出向した翌年の寛政二年のことである。それ以前に、 田 様 安芸国の塩田 一尻塩田に対する取り調べだけでは、 な大坂市場に が大坂町奉行所への出頭が命じられたのは、 定のシェアーを有した著名な塩田や、 塩価高騰の原因を解明できず、 寛政二年八月十三日に出発し、 安芸国塩 すでに大坂町奉行所 \mathbb{H} 休浜法の推 は、 赤穂塩田 各郡の塩浜の代表者 進団 や三 結果安芸国 二五日 赤穂塩 田 体である 出 尻 塩 頭 田

に来ることが記されてある。また、 だ質問がなされている。 認している。特に江戸を廻送先とする竹原浜と瀬戸田浜に対しては、さらに突っ込ん くなされ 価格を決める主体=塩屋中間四人について確認している。 尋問の内容は多岐に渡るが、特に安芸国最大の塩田であった竹原浜への質問 れてい る。 <表3>はその報告の内容に当たるが、 安芸国の塩田には手船は存在せず、阿州や讃州の廻船 各塩浜について記した、 基本的 より詳 価格と共に販売先を確 な塩 細 田 0) \square 面 上書 積 が買 から塩 が 0 多

同

!表を参照してもわかるように、

必ずしも十分な採算があったとはいえず、

経営的

出

が求められている。

、表4>

は、

瀬

戸

無田浜

を例に記載したが

:同様なものが各塩

浜

から提

出され

W

<表3>竹原塩田の問合と回答

質問内容	回答
竹原浜の軒数	72軒
一軒相当の面積	4 反 6 畝~1 町 4 反
惣畝数	60町9反余り
塩値段の担い手	塩屋中間4人で決め、問屋を仲立として廻船へ販売
当時の塩値段	5斗入俵で3匁7分
芸州13か所の販売先	竹原・瀬戸田浜が江戸 (讃州・阿州船) で、他浜は国中、 北国へ販売
販売先について	江戸への廻船は、船頭の名前を記載しており、提出する。

べ、関東売の廻船に対しては現銀売りで行われて 関東行きの廻船は、 様子についても示されており、 に難しい様子がわかるだろう。 <表4>に示された八艘と述 また、 酉年=寛政 「関東行之廻船 販売取 元年 前の Ó

ばれているとは限らないことも記されている。そし 迄之内返路筋ニ而時ニとり売候儀茂御座候由 違無御座与者得不奉申上候、 へ申候・・・」と、これらの船は必ずしも江戸 其故 い中 国 により へ運 [相聞

<表4>瀬戸田浜の経営動向

塩浜軒数	35軒
塩浜地場畝数	25町4反6畝27歩
1 軒相当面積	4反~1町0反8畝
1 釜相当の垂潮量	1石3斗程度
1 釜相当の焚揚量	冬春4斗、夏6斗
1 昼夜釜数	18釜程度
塩出来高	2790俵(1395石)
一軒分一昼夜仕入算用	
薪代	42匁6分6厘
浜子賃金、飯米等	37匁5分2厘
運上銀	1 匁 8 分 5 厘
出来塩 (生産塩) 価格	71匁1分
損失	10匁9分3厘

江現銀売ニ仕候得共、

右船々不残江戸着仕候ニ相

いることを指摘している。ただし

関東行の船	阿州答島新浜吉右衛門 讃州三本松奈良屋六次郎 讃州三本松明石屋甚次郎 阿州答島新浜喜助 阿州答島新浜長蔵 阿州黒津地嘉右衛門 讃州三本松桐屋与三郎 阿州答島新浜権蔵

七〇四 また、 伊予国多喜浜塩田に対しても、 から享保四年 (一七一九) にかけて開発がなされ、さらに享保一八年には三六町歩もの塩田が開発されてい 寛政一 二年七月に同様に取り調べが行われている。(12) 情報交換を行っていることがわかるだろう。(⑴ 多喜浜塩田 は、 宝永 元年

ており、

讃州

の塩業者も同時期に呼び出されており、

義望候者ハ無之哉、

当たり問屋口銭として買い主より一分受け取ることなどを回答している。

[候様被仰付主意分り兼候類者直シ等も被仰付候様子ニ見聞仕候ニ付、

否之様ハ先口上書ニ洩居申候、

既ニ同席ニ居候讃州塩浜人ともへハ、右類之儀口上書へ書記シ差

また、

また同史料には、

「江戸

表

へ塩

無私ともより先達差上置候

と記され

さらに五合を追加して与えられていること、

一俵

販売した俵は二斗五升入で行われているが、

落合:幕藩制国家における西国支配

<表5>多喜浜塩田に対する問い合せ内容その1

質問内容	回答
多喜浜の開発年代	享保6年11軒開発、同18年22軒開発
一軒前相当の畝数・沼井数	1 町 3 反、沼井120
一年分製塩量	2000~3000俵
塩積の船の出船は	当地よりは無し、尾州・讃州・阿州からの船
浜運上銀	1 俵に付銀1分
一年分薪入用高	1 俵に付銀1 匁 5 分~ 2 匁
縄・俵入用高	大俵1俵に付銀3分
一軒前相当の人数	召し抱えとして10名程度、日用150名程
奉公人給銀	1 人相当銀120目、10人分と日用で合計 1 貫410目
1年相当の飯料	一軒前米高25石程
一年分味噌・油	味噌100貫目代銀150匁、油7升代銀21匁、171匁
浜加地子銀	俵 3 匁 5 分以上売立代銀の 1 割、 3 匁 5 分以下売立
	代銀の5分
筵代銀	300枚、代銀100匁
ねば土入替砂	一軒分入用代銀140目
塩値段の決め方	廻船が着いた段階で、問屋は買い手へ積渡す。浜方
	の惣代4名で値段を決め販売する。

<表7>多喜浜に対する問い合せ内容その3 (多喜浜塩田に対する経営)

生産塩2500俵	代銀11貫473匁5分
運上銀	250匁
問屋運上	50匁
船廻り水主共へ喰塩と名付	57匁3分7厘
薪代	4 貫375匁
縄・俵代	750匁
筵代	100目
味噌	150匁
油	15匁
米	1 貫440目
奉公人給銀	1 貫200目
日用	98匁
ねば入替砂	100目
村入用銀	60目
小繕入用	100目
合計	8貫745匁3分7厘
加地子銀	1貫147匁3分5厘
地主より普請費用	300目
益銀	1貫580目7分8厘

<表6>多喜浜塩田に対する 問い合せ内容その2

塩値段10年分(平均)

安永9年	3匁5分4厘5毛
天明元年	3匁9分4厘6毛
天明2年	4分7厘
天明3年	5匁0分3厘
天明4年	4匁8分0厘6毛
天明5年	3匁8分6厘1毛
天明6年	3 匁 9 分 3 厘
天明7年	5匁1分3厘
天明8年	5匁9分2厘2毛
寛政元年	5匁6分5厘4毛

天明2年の価格はあまりに安価 すぎるが、そのままとした。 0

販売主体)

は、

結果として恣意的に利益を得ているわけではないということで収まっている。三田尻塩田の

この大坂町奉行所の

取り調べの結果は不明である。

ただ、瀬

戸内

帯

の塩田の浜主

(生産主体)

および

問

回答に地

た場合に特に厳しい吟味がなされたのである。

6>)、もう一つは塩の価格の決定方法と塩の価格変動について<表7>の様な内容で、 る。 問答の様子は、 <表5>~<表7>に示した通りだが、 一つは多喜浜塩田の概要と経営動向 取り調べが行われたことが

おわり

わかるだろう。

ある。 けられ、 求めて取り調べが行われたのである。 大坂町奉行所に召喚された塩田の浜主は寄合いによって代表を選出し、 塩業者を召喚し、各地における塩価高騰の取り調べを実施した。価格問題は、幕藩制国家の国家的課題として位置付 瀬戸内各地の塩田がどの様な対応 岩方面 |国奥州塩直段高直にて諸人の難義大方ならす」と、奥筋における塩価高騰も問題視しているものの、実際には、| 基本的に取り調べの内容は、 以上、寛政元年から二年にかけて大坂町奉行所が実施した塩価高騰に対する取り調べに対し、その内容を紹介し、 へ売られている場合は取り調べがあまりなされていない。この様に、大坂・江戸といった都市を販売対象とし 藩領域を超えて西国地方の所轄としての大坂町奉行所の取り調べが行われた問題として注目できるのである。 塩価の高騰によるものであった。その原因を瀬戸内各塩田で実施された休浜法などに (回答) 調査の内容は経営の動向と、 が行われたかについて明らかにしてきた。 江戸への廻送の有無が中心であった。「近年関東 所属藩の蔵屋敷に滞在しながら出頭したので 大坂町奉行所は 瀬戸内各地

- 16 -

悪化を防ぐことを意図していることを示している。さらに、販売の担い手に当たる問屋も口銭収入以外に多額の収入 よれば、休浜法は塩価格の高騰を意図したわけではなく、むしろ売延 (余剰) 塩が増えていることを示し、 経営的な

は無いことを示し、決して暴利を得ているわけではないことを明らかにしたのである。

市商人 ار ا<u>ن</u> 方之儀ニ付奉伺候書附」として、大坂市場の衰退の原因の一つとして内海船を取り上げ、 新たな課題が提起されたとも言えるだろう。天保十三年(一八四二)三月、 ある意味、大坂町奉行所の方が製塩業者によって言い包められたとも言えるが、ただ、この塩価高騰は、 (問屋) などによるメ売などに原因を求めるのではなく、瀬戸内塩田を徘徊する買積船に問題があるとして、 大坂町奉行阿部遠江守正蔵が 買積船の性格に言及してい 「諸色取締 産地や都

ŋ 価高騰の原因もこうした産地と都市との かかる動向は幕藩制国家が経営支配を行うに当たり、 .の遠隔地取引で活躍する買積船に求められるようになっていく。 在地を掌握することで支配の貫徹を目指したことでの限界

訚

が露呈されることとなったのである。

へ注

- 1 朝尾直弘 『近世封建社会の基礎構造』 (一九六七年、 御茶の水書房
- 2 土屋信亮 「近世中後期における大坂町奉行所と西日本地域」(『近世の地域編成と国家 九九七年、 岩田書院
- 3 藤井譲治 「幕藩制前期の幕令」(『日本史研究』 一七〇、一九七六年
- 4 『山口県の地名』(一九八〇年、 平凡社
- 5 拙稿「一九世紀前半、 号 二〇〇四年 瀬戸内塩田における休浜思想の特質 増産思想から経営重視の思想へ―」(『日本経済思想史研究
- 6 「塩製秘録」(『日本庶民生活史料集成 第十巻』 一九七〇年、 三一書房

つま

- 8 7 「大坂番所喚問一件書上」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 「大坂番所喚問一件書上」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 史料編 史料編 近世 近世 $(\)]$ $(\)]$ 一九七五年 一九七五年
- 9
- 「大坂番所喚問一件書上」 (日本塩業大系編集委員会 『日本塩業大系 史料編 近世 (一)』一九七五年

渡辺則文 『広島県塩業史』 (一九六〇年、広島県塩業組合連合会)

- 「佐伯・賀茂・豊田・御調四郡ノ塩浜稼ニツキ差上書付」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 九七五年) 史料編 近世(一)
- 「塩製秘録」(『日本庶民生活史料集成 「大坂町奉行所ヨリ浜師呼寄ノ覚書」(日本塩業大系編集委員会『日本塩業大系 第十巻』一九七〇年、 三一書房 史料編 近世 (一)』一九七五年

斎藤善之「中央市場の衰退と地域市場の勃興」(『内海船と幕藩制市場の解体』

柏書房、

一九九四年

 $\widehat{12}$

14 $\widehat{13}$ 11 $\widehat{10}$